平成２５年（フ）第２７４号
北海道旭川市永山４条10丁目２番12号　Ｃａｌｍｅ　ｌａ　ｍａｉｓｏｎ４―101号室
破産者　川口小百合
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
山梨県大月市七保町下和田1597―４、住民票上の住所山梨県都留市大野140番地１
破産者　大野　仁士
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第６１７号
京都市北区上賀茂藤ノ木町33番地５
破産者　山口　稔之
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３９号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地３―204
破産者　山本　　昇
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６８号
京都府京田辺市興戸塚ノ本68番地
破産者　鹿島　久世
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０１号
京都市伏見区醍醐西大路町１番地１　醍醐東市営住宅４―101
破産者　白井　敏宏
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７２３号
広島市東区福田町3198番地、住民票上の住所広島市西区己斐大迫２丁目６番17号　福光秀明方
破産者　地後　暢彦
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６４号
徳島県徳島市富田橋８丁目６番地ライオンズマンション徳島富田橋707号
破産者　奥村　幸彦
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３３号
香川県綾歌郡綾川町畑田1034番地２
破産者　宮本　洋一
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６６号
熊本県合志市須屋2351番地27
破産者　平川貴志朗
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２０９号
大分市畑中７組14―１　パークタウン畑中ＮＤ―301号
破産者　小笠原照義
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４２号
大分県別府市大字鶴見66番地の１　新別府２組２田北アパート201号
破産者　佐古　忠信
1　決定年月日　平成26年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３５号
奈良県生駒郡平群町吉新１丁目２番地24　スカイパレス203号室、開始決定時の住所奈良県生駒郡平群町若葉台３丁目22番４号
破産者　藤澤　充広
1　決定年月日　平成26年２月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２３５７号
札幌市白石区川北２条１丁目２番16号　宮田悟方、開始決定時の住所札幌市白石区北郷４条８丁目９番３号
破産者　田中　　忍
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６４号
札幌市東区北27条東12丁目３番５号Ｔ’Ｓハウス201号、開始決定時の住所札幌市北区篠路５条６丁目11番９号
破産者　前野　信弘
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３３８号
名古屋市名東区高針台１―107　エクセレント伸和207、住民票上の住所名古屋市名東区新宿２丁目28番地の１
破産者　山田　和彦
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９１号
大阪府泉南郡熊取町大久保東２丁目６番８号―105、開始決定時の住所大阪府泉南郡熊取町大宮１丁目１番27号
破産者　ユア・シセイドウ・ミナミこと　南　景英
1　決定年月日　平成26年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係